

公示番号：180033

国名：ボツワナ

担当部署：アフリカ部アフリカ第三課

案件名：SADC-DFRC 開発金融アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：SADC-DFRC 開発金融アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年4月中旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 2.25M/M、現地 16.00M/M、合計 18.25M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理 2日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 2日
 - ・ 第3次 国内準備 15日、現地業務 100日、国内整理 2日
 - ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 70日、国内整理 2日
 - ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 50日、国内整理 2日
 - ・ 第6次 国内準備 2日、現地業務 80日、国内整理 2日
 - ・ 第7次 国内準備 2日、現地業務 40日、国内整理 2日
 - ・ 第8次 国内準備 2日、現地業務 50日、国内整理 2日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年4月6日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100点)

類似業務	開発金融にかかる各種業務
対象国／類似地域	南部アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

南部アフリカ開発銀行協会（SADC-DFRC：Southern African Development Community-Development Finance Resource Center）は、SADC諸国の開発銀行（DFIs（Development Finance Institutions））の機能強化に資する、「①人材育成」、「②調査・研究」及び「③PPP政策・制度の確立・推進」を目的に、2003年に南部アフリカ開発共同体（SADC: Southern African Development Community）の下部機関として設立され、貿易・産業・金融・投資局（Trade, Industry, Finance and Investment (TIFI) Directorate）が所管している。

SADC-DFRCには、SADC諸国に所在する37のDFIsが加盟しており、各DFIsの総裁が集うセミナーを定期的（年に2回）に開催するほか、加盟行を対象に年間20～25件の研修プログラムを実施することを通じて、DFIsの能力強化を図っている。これまでJICAは、SADC-DFRCに個別専門家（開発金融アドバイザー（2016年1月～2017年12月））を派遣してきており、SADC-DFRCが提供する研修プログラムの強化に資する提言を行うとともに、SADC諸国における経済・社会開発セクターの投資促進を企図して官民連携にかかるセミナー（2回）を開催した。また、2016年8月には、TICAD VIにて開発金融にかかるサイドイベント（Towards Expanding and Deepening Partnerships through Development Finance Institutions (DFIs) by Global and Regional Cooperation）をSADC-DFRCと共催した。併せて、これまでにアフリカ開発銀行（AfDB）との協調融資である「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA: Enhanced Private Sector Assistance for Africa）」¹の活用にあたってはSADC-DFRCに加盟している開発銀行への働きかけを実施してきている。

¹ アフリカの協調融資促進ファシリティ（ACFA: Accelerated Co-Financing Facility for Africa）、アフリカ開発銀行の民間セクター向けノンソブリン業務に対する円借款（NSL: Non-Sovereign Loan）、アフリカの民間セクター支援のための信託基金（FAPA: Fund for African Private Sector Assistance）を含むプログラム。

今後、SADC諸国でも見込まれている人口増加に伴い、社会インフラの整備は益々重要性を増しており、DFIsは各国の財務省等と密に連携しつつ、国家開発計画の実施促進のため重要な役割を果たしている。一方で、南部アフリカ地域の円借款の案件形成に共通する障壁は、先方政府の投資情報が把握しづらいことが挙げられる。また、先方政府が民間の参画による開発を推進するため、案件に関わる情報をタイムリーに知ることが容易ではない。こうした情報がタイムリーに把握され、民間が参入する案件に付随して必要となる政府主導の開発ニーズの把握と掘り起しにより、借款案件形成につなげることが重要である。

そのような状況下、SADC諸国における円借款案件形成の迅速化にあたっては、それら関連機関（DFIsや財務省等）からのヒアリング等を通じて、二国間・多国間ドナー（フランス（AFD）、ドイツ（KfW）、世銀（WB）等）からの各国の借入状況（政府保証の有無含む）を収集・分析の上、SADC諸国における円借款案件形成のために取り組むべき戦略等を整理されることが期待される。また、SADC-DFRCは、PPP案件をはじめとしてSADC諸国におけるインフラ案件等の組成にかかる情報収集機能を有していることから、それら案件の中から円借款案件の組成の検討を進められることが期待される。

我が国はTICAD Vにおいて、アフリカのインフラ整備のために6,500億円の支援を表明しているとともに、TICAD VIでは民間資金を含めた総額300億ドル（約3兆円）規模でのアフリカ投資促進を掲げている。また、SDGsの達成にあたっては、譲許性の高い資金を提供可能なDFIsの果たす役割は重要である。

上記を踏まえ、JICAは、SADC-DFRCと連携して、以下の成果の発現を図り、円借款案件形成の迅速化に資することを目的にSADC-DFRCへ開発金融アドバイザーを派遣する。

- (1) SADC-DFRCのSADC PPP Unitの中に、SADC諸国のPPPインフラ案件の情報を収集・発信するSADC PPP Project Information Advisory Core (SADC 4PIAC) を設立し、その運営支援を通じ、SADC諸国における円借款候補案件が整理される。
- (2) SADC諸国における円借款案件形成の迅速化にかかる情報が整理される。
- (3) SADC諸国における開発金融機関の機能が強化される。
- (4) アフリカにおけるPPPインフラ案件の知見や、日本・アジア諸国における零細・中小企業振興にかかる知見が共有される

7. 業務の内容

こうした背景を踏まえ、本業務従事者は、SADC-DFRC をカウンターパート（以下「C/P」）機関として、C/P 機関との連携を通じて、円借款案件の組成にかかる検討を進める。具体的業務は以下のとおりである。

(1) 国内準備期間（2018年4月中旬）

ア 既存のJICA報告書を分析し、SADC諸国に於けるインフラ開発によるこれまでの事業の成果と課題を分析・把握する。

イ SADC 諸国の融資の借り入れ状況につき情報収集し、整理する。

ウ JICAアフリカ部（主管）および同南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

エ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）をJICAアフリカ部に確

認の後、提出する。併せてJICA南アフリカ共和国事務所、JICAボツワナ支所にもデータを送付する。（以降、現地派遣前毎に継続して実施）

(2) 第1次現地派遣期間（2018年4月中旬～5月中旬）

ア 現地業務開始時に、JICAボツワナ支所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画を説明し、協議を行う。JICA南アフリカ共和国事務所については、現地業務開始時ではなく、南アフリカ共和国への業務渡航時に随時行う。（以降、現地派遣毎に継続して実施）

イ SADC 4PIACの設立に向けたC/P機関の準備状況及び設立後の運営計画や方法を把握する。

ウ 上記に関し、設立準備及び設立後の運営計画・方法について技術的な助言を行う。

エ 運営開始後の日本企業への情報発信の方法について協議し、合意する

オ DFIsから得られた案件情報、日本の民間企業、各国政府からの情報収集を通じて、円借款の案件発掘を行う。必要に応じて、複数国（ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト、アンゴラを想定）を訪問し、関係省庁や開発パートナー、開発金融機関等からのヒアリングを行う。候補案件の検討にあたっては協調融資、コーポレートファイナンス、アフリカ開発銀行（AfDB）のノンソブリン事業向けローン等の供与の実施可能性も分析する。（以降、現地派遣毎に継続して実施）

カ DFIsの能力強化について前回業務の提言を受けて実施・検討状況を把握する。

キ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出、報告する。（以降、現地派遣毎に継続して実施）

ク JICA南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。（以降、現地派遣毎に継続して実施）

(3) 国内作業期間（第1次～第8次現地業務の合間。業務日数は、2.「契約予定期間等」参照）

ア 各次現地業務現地業務結果報告書（和文・英文）をJICAアフリカ部に提出、報告する。

イ 各次現地業務結果を踏まえ、次期の現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）をJICAアフリカ部の確認の後、提出する。併せてJICA南アフリカ共和国事務所、JICAボツワナ支所にもデータを送付する。

ウ 第6次現地派遣前の国内作業期間には、C/P機関のTICAD7関連のサイドイベントの開催を支援する。

(4) 第2次現地派遣期間（2018年6月上旬～7月下旬）

ア SADC 4PIAC の運営状況の課題を把握し、改善に向けた助言を行う。

イ DFIsの総裁が集うCEOフォーラム等の会議出席などを通じ、日本・アジアの知見等にかかる共有を行う。

ウ DFIsの能力強化に関し、具体的な改善に向けた支援を行う。（以降、現地派遣毎に継続して実施）

エ DFIsの能力強化に関し、課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」（2014-2016、2017-2019）の実施状況をレ

ビューし、改善に向けた提言を行う。

オ SADC-DFRCの研修の他地域への展開について東アフリカ等での試行を支援する。

カ アフリカ諸国に於ける、PPPによるインフラプロジェクト（電力、水、その他）の好事例を取り纏める報告書の作成について技術的観点から助言する。具体的には現地コンサルタントのTORの案をJICAに対して提案する。（調達手続きはJICA南アフリカ共和国事務所による実施を想定）。

キ マレーシアにおける零細・中小企業振興の好事例のとりまとめにかかる計画を提案し、C/P機関と合意する。

(5) 第3次現地派遣期間（2018年9月上旬～11月下旬）

ア マレーシアで零細・中小企業振興の好事例に関する現地調査を実施する。

イ SADC 4PIACの情報収集・発信について合意した方法に基づき、日本企業への情報発信を支援する。（南アでの日本企業を対象とした50~100人規模のセミナー、インターネットの活用を想定）

ウ アフリカ諸国に於ける、PPPによるインフラプロジェクト（電力、水、その他）の好事例のとりまとめに関し、JICAと共に業務の実施状況をモニタリングし、開発金融の観点からインプットする。

(6) 第4次現地派遣期間（2019年1月中旬～3月中旬）

ア マレーシアでの零細・中小企業振興の好事例に関する現地調査の結果を取り纏め、C/P機関に報告する。

イ TICAD7についてC/P機関に必要な応じてサイドイベントへの計画策定支援を行う。

ウ 契約期間の中間地点を迎えるにあたり、1年目の実施状況をレビューし、2年目の活動計画案を提示。JICAの合意の上、C/P機関とも協議して合意する。特に円借款については各国との折衝の結果のまとめ、開発及び資金ニーズ、候補案件の予算規模、今後、円借款組成に於いて重要に成り得るステークホルダー機関等について取り纏める。

(7) 第5次現地派遣期間（2019年4月中旬～5月下旬）

ア (C/P機関がTICAD7関連のサイドイベントを実施することが決定した場合) 同イベントの企画立案の具体化及び実施に向けた支援を行う。

(8) 第6次現地派遣期間（2019年7月中旬～9月下旬）

ア セミナー等を通じて、日本企業向けにアフリカ諸国に於ける、PPPによるインフラプロジェクト（電力、水、その他）の好事例の発信を行う。

(9) 第7次現地派遣期間（2019年11月上旬～12月上旬）

ア CEO フォーラム等の会議出席などを通じ、日本・アジアの知見等にかかる共有を行う。

(10) 第8次現地派遣期間（2020年1月中旬～2月下旬）

ア 以下についての提案を取り纏め、C/P機関に報告する。

① 二年間の成果を踏まえた円借款のための教訓、今後の展開可能性。

- ② 同成果を踏まえた SADC-DFRC としての今後の事業展開。
- ③ 同成果を踏まえた SADC 4PIAC の運営・発展のための提言。
- ④ 同成果を踏まえた DFIs の機能強化に係る提言。

(11) 第8次国内整理期間（2020年3月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA アフリカ部に提出、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

（1） ワークプラン（全体及び各派遣時）

英文 4 部（JICA アフリカ部、南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 3 部（JICA アフリカ部、南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所へ各 1 部）

（2） 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

英文 4 部（JICA アフリカ部、南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 3 部（JICA アフリカ部、南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所へ各 1 部）

（3） 専門家業務完了報告書（最終報告書）（派遣終了時）

英文 4 部（JICA アフリカ部、南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 3 部（JICA アフリカ部、南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所へ各 1 部）

記載項目は以下のとおりとし、関連資料を添付する。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の成果・達成状況
- 3) 業務実施上の課題とその対処方法・結果
- 4) 業務実施上での残された課題
- 5) SADC-DFRC の DFIs への提言

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA アフリカ部、南アフリカ共和国事務所、ボツワナ支所に提出する。

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

ボツワナへの航空経路は、

日本⇒ヨハネスブルグ⇒ハボロネ⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

第3次派遣については日本⇒ヨハネスブルグ⇒ハボロネ⇒ヨハネスブルグ

⇒ドバイ⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費

本件業務は、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

旅費・交通費（年二回開催の SADC 開発金融機関 CEO フォーラム出席 4 回分）：200 千円

旅費・交通費（SADC 各国出張。南ア 7 回、他 SADC5 か国各 1 回）：840 千円

旅費・交通費（東アフリカ地域等での研修 3 回）：300 千円

旅費・交通費（マレーシアにおける中小企業振興/金融の情報収集調査、含 DFI 職員の参加）：5,000 千円

車両関連費：4,458 千円

通信・運搬費（携帯電話通信費）：160 千円

雑費（セミナー開催費 3 回分）：300 千円

資料等作成費：1.5 千円

(3) 直接人件費

尚、本案件は契約締結が 2018 年 4 月 1 日以降となる見込みのため、直接人件費月額単価（上限）について 2018 年度単価（2 号、基準月額 1,054,000 円）を適用します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

上記派遣期間に応じてコンサルタントが提案してください。但し、第 3 次現地派遣期間の業務日数に関し、国内準備 15 日間はアジア諸国の現地業務の準備のための 10 日間を含みます。同様に現地業務 100 日間はマレーシアの現地業務実施のための 14 日間を含み、残りの日数をボツワナでの活動に充てて頂きます。

2) 便宜供与内容

① 空港送迎

第 1 次現地派遣の到着時のみ、便宜供与あり

② 宿舍手配

第 1 次現地派遣の到着時のみ、便宜供与あり

③ 車輛借上

なし

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

⑥ 執務スペースの提供

SADC-DFRC にて提供（ネット環境有）

（２）参考資料

①配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA アフリカ部アフリカ第三課に(TEL: 03-5226-8284)にて配布します。

SADC-DFRC 開発金融アドバイザー業務 最終報告書

②本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

1) 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

2) 開発金融分野に関する知識および経験（日本、他国の事例）を有することが求められます。

3) ボツワナ国内での業務においては、JICA の安全管理措置を遵守するとともに、ボツワナ支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

4) 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

但し、上記、第 3 次現地派遣期間の現地 100 日間に於いてはマレーシアでの現地調査 14 日間を含むことを想定しているため、ボツワナ国滞在が 90 日以上には成りません。

5) 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上